

## 部会に属すべき委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第二条第二項の規定に基づき、部会に属すべき委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

### 記

○平成 31 年 1 月 30 日付

人口・社会統計部会

（学校基本調査関係）

委 員 河井 啓希 （慶應義塾大学経済学部教授）

（民間給与実態調査関係）

委 員 西郷 浩 （早稲田大学政治経済学術院教授）